

平成28年12月8日  
予防予第14号

事務担当者各位

北はりま消防組合  
消防本部消防部予防課長

無窓階において誘導灯を設置しないことができる要件について（通知）

消防法施行令第32条を適用し、無窓階において誘導灯の設置を要しないことができる要件は、下記によること。

#### 記

次のいずれにも該当し、かつ、防火対象物の使用実態、社会通念及び周囲の状況等から避難を円滑に行えると判断した場合、誘導灯の設置を要しないことができるものとする。

- 1 延べ面積が100㎡未満であり、建築基準法第2条第1項第4号に定める居室を有さないもの。
- 2 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用される者のみが使用するもの、又は公衆トイレ等、不特定多数の者が一時的に利用するもの。
- 3 室内の各部分から主要な避難口（避難階にあつては消防法施行規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口、避難階以外の階にあつては同号ロに掲げる避難口をいう。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては20メートル以下、避難階以外の階にあつては10メートル以下であるもの。
- 4 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料以上で施工されていること、又は火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されていないこと。